

松江歴史館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江歴史館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年松江市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第8条 条例第19条の規定による観覧料、使用料又は特別利用料(以下「観覧料等」という。)の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(1) 観覧料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 松江市内の<u>_____</u> _____高等学校の生徒_____で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する者_____ 10割</p> <p>ウ <u>松江市内の学校が編成した教育課程に基づく活動により児童又は生徒を引率する教職員等 10割</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第5号(第8条関係)</p>	<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第8条 条例第19条の規定による観覧料、使用料又は特別利用料(以下「観覧料等」という。)の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(1) 観覧料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 松江市内の<u>小学校、中学校及び義務教育学校の児童若しくは生徒若しくは</u> <u>高等学校の生徒又はこれらに準ずる者</u>で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する者<u>並びにその教職員</u> 10割</p> <p>ウ <u>松江市内の学校が編成した教育課程に基づく活動により児童又は生徒を引率する教職員等 10割</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第5号(第8条関係)</p>

松江歴史館観覧料減免申請書

略

略

減額・免除
を申請する
理由

- 松江市内の _____
_____ 高等学校の
生徒 _____
が、学校が編成した教育課程
に基づく活動により教職員に
引率されて観覧する場合
〔学校行事の名称〕
 その他の場合
〔〕

区分

松江市内の _____

高等学校の生徒 _____

松江市内の学校が編成した教育
課程に基づく活動により児童又
は生徒を引率する教職員等

略

略

略

松江歴史館観覧料減免申請書

略

略

減額・免除
を申請する
理由

- 松江市内の小学校、中学校
及び義務教育学校の児童若しくは生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準じる者
が、学校が編成した教育課程
に基づく活動により教職員に
引率されて観覧する場合
〔学校行事の名称〕
 その他の場合
〔〕

区分

松江市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者

上記を引率する教職員

略

略

略

略

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。